

愛 媛 労 働 局 発 表
令 和 2 年 5 月 1 日

【照会先】

愛媛労働局 雇用環境・均等室
室 長 平井 千恵子
監理官 石川 三四郎
(電 話) 089(935)5222

報道関係者 各位

ゴールデンウィーク期間中も、雇用調整助成金相談、労働相談に対応します ～期間中「雇用調整助成金の相談・受付窓口」・「特別労働相談窓口」を設置します～

愛媛労働局では、ゴールデンウィーク期間中に、雇用調整助成金の相談・受付窓口を設置し、予約制による相談・申請受付を行います。

また、これに合わせて、特別労働相談窓口において、電話による新型コロナウイルス感染症に係る労働相談を実施します。

これらは、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、雇用調整助成金の相談をはじめ、労働相談が多数寄せられていることを踏まえて行うものです。

●雇用調整助成金の相談・受付窓口

※休業等により従業員の雇用を維持する場合の助成金に関する相談と申請受付

■実施日時 5月2日(土)、3日(日)、4日(月)、5日(火)、6日(水)
いずれの日も、午前10時～午後5時

■実施場所

安定所名	住 所	相談予約電話番号
松 山	松山市六軒家町 3-27 松山労働総合庁舎 2 階	5月1日(金)は 089-917-8609 5月2日(土)以降は 089-900-6510
今 治	今治市南宝来町 2-1-6	0898-32-5020
八幡浜	八幡浜市松柏丙 838-1	0894-22-4033
宇和島	宇和島市天神町 4-7	0895-22-8609
新居浜	新居浜市一宮町 1-14-16	0897-34-7100
西 条	西条市大町受 315-4	0897-56-3015
四国中央	四国中央市三島中央 1-16-72	0896-24-5770
大 洲	大洲市中村 210-6	0893-24-3191

※電話による対応は、原則として予約申し込みの受付のみとさせていただきます。

■相談方法 予約制による窓口相談・申請受付

待合席での新型コロナウイルスの集団感染を防止するため、原則として電話による予約制で対応させていただきます。

予約が集中した場合は、対応できないこともありますのでご容赦願います。

●特別労働相談窓口

※新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・雇止め・配置転換、賃金引き下げなどのあらゆる労働相談

■実施日時 5月2日（土）、3日（日）、4日（月）、5日（火）、6日（水）
いずれの日も、午前10時～午後5時

■相談窓口 愛媛労働局雇用環境・均等室 特別相談コーナー

■相談方法 電話相談 089-935-5208 または 089-935-5222